

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|--------------------------------|
| 件名 | 食中毒調査支援システム（Web 会議システム）の利用について |
|----|--------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第 17 条第 1 項第 4 号（電子計算機の外部結合）

（担当部課：健康部衛生課食品保健係）

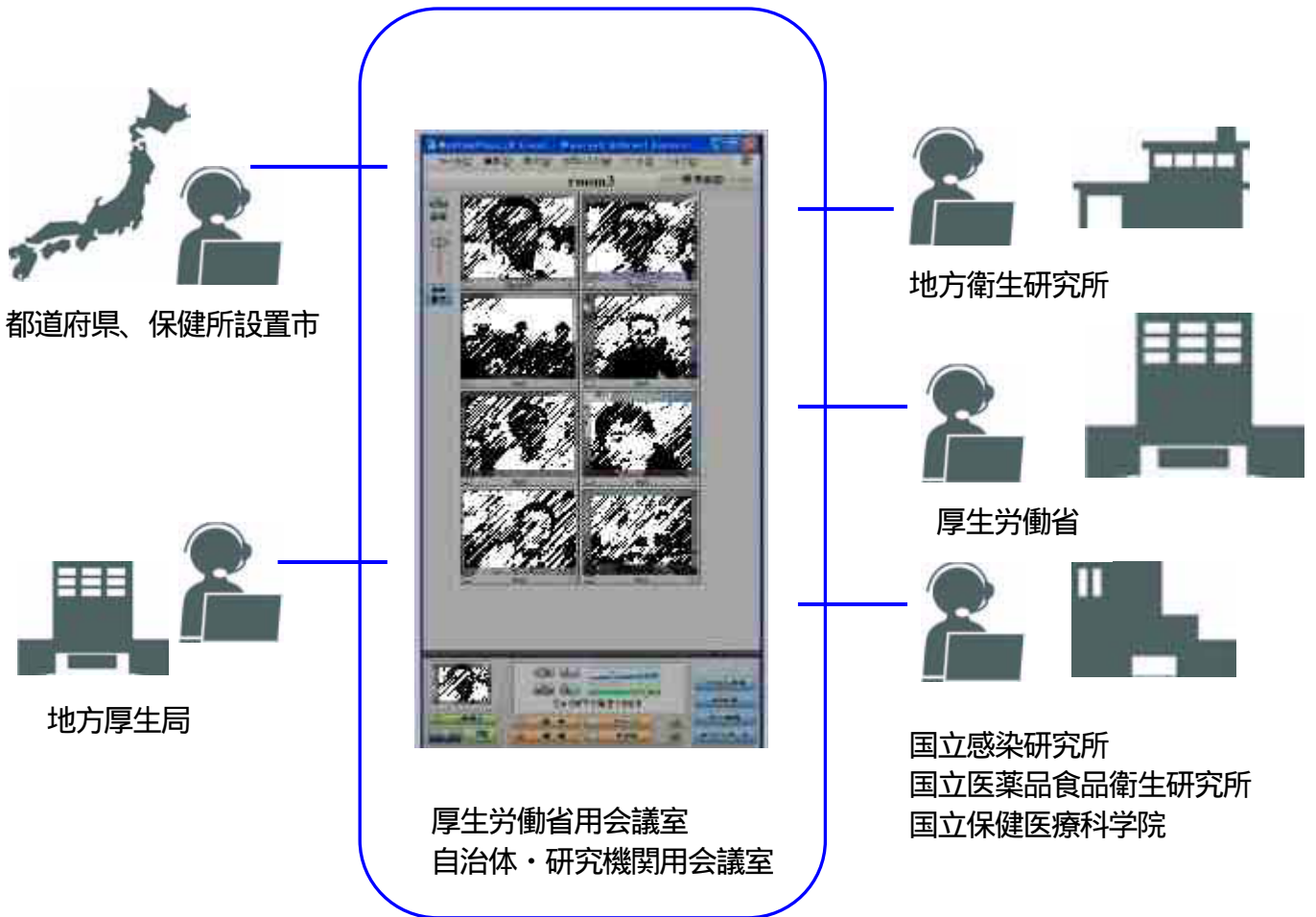
事業の概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | 食中毒調査支援システム（Web 会議システム）の利用 |
| 担当課 | 健康部衛生課 |
| 目的 | 健康危機管理対応として、厚生労働省及び都道府県等の食中毒対策担当者等が、平時あるいは広域食中毒事件発生等の緊急時に、インターネット上において Web 会議を行う。 |
| 対象者 | 食品衛生監視員 24 名 |
| 事業内容 | <p>現在、広域的な食中毒事件等が発生した場合、食中毒事件担当者は、食品衛生法第 58 条に基づく食中毒事件等に関する報告等を、電話・FAX を利用して行ってきたが、今後は、より迅速な情報共有を厚生労働省及び都道府県等の食中毒対策担当者等と図るため、これらに加え、Web 会議を利用することとする。</p> <p>利用開始により期待できる具体的な効果は、以下のとおり</p> <p>全国に点在する拠点間で迅速に情報共有ができる。 迅速な意思決定と、より確実なコミュニケーションを実現するため、従来の情報共有や情報伝達、意思決定方法のメリットを組み合わせた効率的な方法が実現できる。 資料を共有しながらの会議が可能となる。</p> <p>Web 会議を利用するためのシステム構成</p> <p>衛生課に設置されている L G W A N 接続パソコン（1 台）に、同省より配布される Web（USB）カメラとマイクヘッドフォン（1 セット）を当該パソコンにセットする</p> <p>なお、平成 22 年 4 月 21 日現在、厚生労働省の担当者に導入状況について確認したところ、設置対象である 136 自治体のうち、90 自治体が利用を決めている。</p> |

件名 食中毒調査支援システム(Web 会議システム) 利用に係る厚生労働省ほか関係自治体との外部結合について

| | |
|-------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 健康部衛生課 |
| 登録業務の名称 | 緊急時対応支援機能 |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 食中毒患者等(患者・喫食者)及び調査対象施設(調理従業員) 2 結合項目 リアルタイムに複数メンバー間で患者等の個人情報が含まれる情報をやり取りする。 |
| 結合の相手方 | 厚生労働省、地方厚生局、国立研究機関、都道府県、保健所設置市、特別区、地方衛生研究所 |
| 結合する理由 | 当該システムを活用することは、緊急の対応が必要と思われる事態が発生した際に、国や他自治体の担当者を Web 会議上に召集し、リアルタイムの討議などを行うことで効果的な情報共有が図れることにある。 |
| 結合の形態 | L G W A N 回線及びインターネット回線を使用し、厚生労働省のサーバ(コンピュータ)へのアクセス |
| 結合の開始時期と期間 | 平成 22 年 7 月 以降継続 |
| 情報保護対策 | Web 会議システムを利用するためのユーザーID 及びパスワードは、L G W A N 接続パソコン(付属品を含む)とともに、鍵付きの引き出しに保管し、適正に管理する。 |

緊急時対応支援機能 (Web 会議システム)



食中毒調査支援システム (NESFD) ネットワークについてのイメージ

